

**レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約一部変更
新旧対照表**

(下線は変更部分)

変 更 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第1項の規定に基づき、コーヒーの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「コーヒー」とは、レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーであって、容器又は包装に密封されたものをいう。ただし、コーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約の適用を受けるものは除く。</p> <p>2 この規約において「レギュラーコーヒー」とは、<u>コーヒーノキの種実を精製したコーヒー生豆(以下「コーヒー生豆」という。)</u>を焙煎したもの(以下「煎り豆」という。)<u>及び煎り豆にコーヒー生豆を加えたもの並びにこれらを挽いたものをいう。</u></p> <p>3 この規約において「インスタントコーヒー」とは、<u>煎り豆又は煎り豆にコーヒー生豆を加えたものから得られる抽出液を乾燥した水溶性の粉状、顆粒状その他の固形状のものをいう。</u></p> <p>4 <u>前二項にいうレギュラーコーヒーとインスタントコーヒーを混合したもの、及びインスタントコーヒーの製造工程における抽出液にレギュラーコーヒー粉末を混合して乾燥させたものは、最終製品の重量百分比率で、レギュラーコーヒーの割合が多いものは「レギュラーコーヒー」、インスタントコーヒーの割合が多いものは「インスタントコーヒー」とみなすものとする。</u></p> <p>5 この規約において「事業者」とは、コーヒーを</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第1項の規定に基づき、コーヒーの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「コーヒー」とは、レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーであって、容器又は包装に密封されたものをいう。ただし、コーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約の適用を受けるものは除く。</p> <p>2 この規約において「レギュラーコーヒー」とは、<u>コーヒー樹の種実から採ったコーヒー生豆をいって精製したコーヒーいり豆及びコーヒーいり豆を挽いたコーヒーをいう。</u></p> <p>3 この規約において「インスタントコーヒー」とは、<u>コーヒーいり豆から得られる抽出液を乾燥した水溶性の粉状、顆粒状その他の固形状のコーヒーをいう。</u></p> <p>(新設)</p> <p>4 この規約において「事業者」とは、コーヒーを</p>

変 更 案	現 行
<p>製造し、又は輸入して販売する者及びこれらに準ずる者をいう。</p> <p>6 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するコーヒーの取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）</p> <p>(3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声器による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）</p> <p>（必要な表示事項）</p> <p>第3条 事業者は、コーヒーの容器又は包装に、次に掲げる事項をそれぞれレギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、見やすい場所に邦文（算用数字及び慣用記号を含む。）をもって<u>一般消費者に分かりやすい用語により明瞭に一括して</u>枠内に表示しなければならない。</p> <p>(1) 品名又は名称</p> <p>(2) 原材料名（生豆生産国名を含む。）</p> <p>(3) 内容量</p> <p>(4) 賞味期限</p>	<p>製造し、又は輸入して販売する者及びこれらに準ずる者をいう。</p> <p>5 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するコーヒーの取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）</p> <p>(3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声器による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）</p> <p>（必要な表示事項）</p> <p>第3条 事業者は、コーヒーの容器又は包装に、次に掲げる事項をそれぞれレギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、見やすい場所に邦文（算用数字及び慣用記号を含む。）をもって<u>明りょうに一括して</u>枠内に表示しなければならない。</p> <p>(1) 品名</p> <p>(2) 原材料名（生豆生産国名を含む。）</p> <p>(3) 内容量</p> <p>(4) 賞味期限</p>

変 更 案	現 行
<p>(5) 保存方法 (6) 使用上の注意 (7) 挽き方 <u>(8) 輸入品にあつては、原産国名</u> <u>(9) 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地</u> <u>(10) 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の営業所の所在地及び輸入業者の氏名又は名称）</u></p> <p><u>2 栄養成分の量及び熱量の表示をしなければならない。ただし、この規約において定義するコーヒーについては、栄養の供給源としての寄与の程度が小さいため、省略することができる。</u></p> <p>(過大な包装の禁止) 第4条 事業者は、コーヒーについて、その内容量が誤認されるおそれがある容器又は包装を用いてはならない。</p> <p>(特定事項の表示基準) 第5条 事業者は、コーヒーについて、コーヒー生豆の産地、品種、銘柄、<u>有機</u>その他これらに類する表示をしようとする場合には、施行規則に定める表示基準によらなければならない。</p> <p>2 事業者は、コーヒーについて、焙煎方法を表す「炭焼き」、<u>「遠赤外線焙煎」</u>その他これらに類する表示をしようとする場合には、施行規則に定める表示基準によらなければならない。</p> <p>3 事業者は、コーヒーについて、製法上又は製品の特性等を表す「スプレードライ」、「フリーズドライ」、「アグロメレーション」、「カフェインレス」その他これらに類する表示をしようとする場合には、施行規則に定める表示基準によらなければならない。</p> <p>(不当表示の禁止) 第6条 事業者は、次の各号に掲げる表示をしては</p>	<p>(5) 保存方法 (6) 使用上の注意 (7) 挽き方 <u>(8) 事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地</u> (9) 輸入品にあつては、原産国名</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(過大な包装の禁止) 第4条 事業者は、コーヒーについて、その内容量が誤認されるおそれがある容器又は包装を用いてはならない。</p> <p>(特定事項の表示基準) 第5条 事業者は、コーヒーについて、コーヒー生豆の産地、品種、銘柄その他これらに類する表示をしようとする場合には、施行規則に定める表示基準によらなければならない。</p> <p>2 事業者は、コーヒーについて、焙煎方法を表す「炭焼き」、<u>「赤外線焙煎」</u>、「<u>マイクロウェーブ焙煎</u>」その他これらに類する表示をしようとする場合には、施行規則に定める表示基準によらなければならない。</p> <p>3 事業者は、コーヒーについて、製法上又は製品の特性等を表す「スプレードライ」、「フリーズドライ」、「アグロメレーション」、「カフェインレス」その他これらに類する表示をしようとする場合には、施行規則に定める表示基準によらなければならない。</p> <p>(不当表示の禁止) 第6条 事業者は、次の各号に掲げる表示をしては</p>

変 更 案	現 行
<p>ならない。</p> <p>(1) コーヒーでないものについて、コーヒーであるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p><u>(2) 第2条第1項から第4項に定義するコーヒーについて、定義に合致しない名称で、一般消費者を誤認させるおそれがある表示</u></p> <p><u>(3) コーヒー生豆の生産国、産地、品種、銘柄等について、誤認されるおそれがある表示</u></p> <p><u>(4) コーヒー豆の配合割合について、誤認されるおそれがある表示</u></p> <p><u>(5) コーヒーについて、製法、品質、成分、原材料等が実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示</u></p> <p><u>(6) コーヒーの原産国及び原産地について、誤認されるおそれがある表示</u></p> <p><u>(7) 客観的な根拠に基づかないで「特上」、「特選」、「最高級」等の文言を用いることにより、当該商品が特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</u></p> <p><u>(8) コーヒーについて、内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて過大な容器又は包装を用いることにより、内容量が誤認されるおそれがある表示</u></p> <p><u>(9) コーヒーについて、賞でないものが賞であるかのように誤認されるおそれがある表示</u></p> <p><u>(10) コーヒーについて、自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等が当該商品について受けたものであるかのように誤認されるおそれがある表示</u></p> <p><u>(11) コーヒーについて、他の事業者又はその製品を中傷し、ひぼうする表示</u></p> <p><u>(12) 前各号に掲げるもののほか、自己の製造又は販売に係るコーヒーの内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であるかのように誤認されるおそれがある表示</u></p>	<p>ならない。</p> <p>(1) コーヒーでないものについて、コーヒーであるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) コーヒー生豆の生産国、産地、品種、銘柄等について、誤認されるおそれがある表示</u></p> <p><u>(3) コーヒー豆の配合割合について、誤認されるおそれがある表示</u></p> <p><u>(4) コーヒーについて、製法、品質、成分、原材料等が実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示</u></p> <p><u>(5) コーヒーの原産国及び原産地について、誤認されるおそれがある表示</u></p> <p><u>(6) 客観的な根拠に基づかないで「特上」、「特選」、「最高級」等の文言を用いることにより、当該商品が特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</u></p> <p><u>(7) コーヒーについて、内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて過大な容器又は包装を用いることにより、内容量が誤認されるおそれがある表示</u></p> <p><u>(8) コーヒーについて、賞でないものが賞であるかのように誤認されるおそれがある表示</u></p> <p><u>(9) コーヒーについて、自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等が当該商品について受けたものであるかのように誤認されるおそれがある表示</u></p> <p><u>(10) コーヒーについて、他の事業者又はその製品を中傷し、ひぼうする表示</u></p> <p><u>(11) 前各号に掲げるもののほか、自己の製造又は販売に係るコーヒーの内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であるかのように誤認されるおそれがある表示</u></p>

変 更 案	現 行
<p>(公正取引協議会の設置)</p> <p>第7条 この規約の目的を達成するため、全日本コーヒー公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者の団体をもって構成する。</p> <p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第8条 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の内容の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の遵守状況の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</p> <p>(6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</p> <p>(7) 不当景品類及び不当表示防止法その他の公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。</p> <p>(8) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(9) 会員に対する情報提供に関すること。</p> <p>(10) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第9条 公正取引協議会は、第3条から第6条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に対し必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。ただし、自己の企業秘密に属する事項の開示が必要となる場合には、事業者は、公正取引協議会が承認した中立的な第三者機関による調査等、秘密保持のための合理的手段を講ずるべきことを、公正取引協議会に対して求めることができるものとする。</p>	<p>(公正取引協議会の設置)</p> <p>第7条 この規約の目的を達成するため、全日本コーヒー公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者の団体をもって構成する。</p> <p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第8条 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の内容の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の遵守状況の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</p> <p>(6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</p> <p>(7) 不当景品類及び不当表示防止法その他の公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。</p> <p>(8) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(9) 会員に対する情報提供に関すること。</p> <p>(10) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第9条 公正取引協議会は、第3条から第6条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に対し必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。ただし、自己の企業秘密に属する事項の開示が必要となる場合には、事業者は、公正取引協議会が承認した中立的な第三者機関による調査等、秘密保持のための合理的手段を講ずるべきことを、公正取引協議会に対して求めることができるものとする。</p>

変 更 案	現 行
<p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは5万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第10条 公正取引協議会は、第3条から第6条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を、文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第11条 公正取引協議会は、第9条第3項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p>	<p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは5万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第10条 公正取引協議会は、第3条から第6条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を、文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第11条 公正取引協議会は、第9条第3項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p>

変 更 案	現 行
<p>る。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(施行規則の制定)</p> <p>第12条 公正取引協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について施行規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の施行規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p><u>附 則 (平成〇年〇月〇日消費者庁告示第〇号)</u></p> <p><u>1 この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。</u></p> <p><u>2 公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日以前に事業者が行った行為については、なお従前の例によることができる。</u></p>	<p>る。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(施行規則の制定)</p> <p>第12条 公正取引協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について施行規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の施行規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p>